

(別添 7)

厚生労働大臣の定める揭示事項

入院時食事療法／生活療養（Ⅰ）の基準 （令和 7 年 4 月 1 日現在）

Ⅰ，当院では、管理栄養士による特別栄養管理を行っています。

Ⅱ，当院では、適時適温で食事を提供しています。

◆朝食 8：00 ◆昼食 12：00 ◆夕食 18：00

Ⅲ，当院では、選択メニューは実施しておりません

一般（住民税課税世帯）	1 食 510 円
-------------	-----------

Ⅱ ※指定難病患者等	1 食 300 円
------------	-----------

住民税非課税世帯

過去 12 ヶ月の入院日数	90 日以下	1 食 240 円
---------------	--------	-----------

	90 日以上	1 食 190 円
--	--------	-----------

70 歳以上で所得が一定基準以下	1 食 110 円
------------------	-----------

（低所得者Ⅰ）